

資料 2－1 植物プランクトン調査結果

[本編 p.77 参照]

調査地点：ガーデンふ頭南

調査日		平成23年11月29日	平成24年 2月 9日	平成24年 5月 9日	平成24年 8月 6日
項目					
種類数	クワト藻綱	1	1	1	1
	珪藻綱	22	15	20	11
	渦鞭毛藻綱	2	2	15	7
	その他	4	7	9	5
	合計	29	25	45	24
細胞数 [細胞/L]	クワト藻綱	52,800	9,600	165,600	14,968,800
	珪藻綱	1,162,400	49,600	20,702,400	24,854,400
	渦鞭毛藻綱	14,400	80,400	12,158,800	1,768,400
	その他	16,400	14,400	74,400	2,598,400
	合計	1,246,000	154,000	33,101,200	44,190,000
沈殿量[mL/L]		0.1	<0.05	0.30	0.25
主な出現種と個体数 [細胞/L] ()内は組成比率 [%]		<i>Skeletonema tropicum</i> 657,600(52.8) <i>Skeletonema</i> spp. 248,000(19.9)	<i>Prorocentrum minimum</i> 79,200(51.4) Thalassiosiraceae 18,400(11.9)	<i>Skeletonema</i> spp. 20,116,800(60.8) <i>Prorocentrum minimum</i> 11,620,800(35.1)	Thalassiosiraceae 24,040,800(54.4) Cryptomonadales 14,968,800(33.9)

注) 主な出現種は、細胞数合計に対する組成比率が10%以上のものを示す。

出典)「基本計画調査(環境影響評価調査(現況))」(名古屋港管理組合, 平成24年)

資料 2－2 付着生物（植物）調査結果

[本編 p.77 参照]

調査地点：大手ふ頭南

調査日		平成23年11月30日	平成24年 2月10日	平成24年 5月10日	平成24年 8月 7日
項目					
種類数	緑藻植物門	1	—	2	—
	褐藻植物門	—	—	—	—
	紅藻植物門	—	—	2	—
	そ の 他	—	—	—	—
	合 計	1	0	4	0
湿重量 [g/0.09m ²]	緑藻植物門	+	—	+	—
	褐藻植物門	—	—	—	—
	紅藻植物門	—	—	+	—
	そ の 他	—	—	—	—
	合 計	+	0.00	+	0.00
主な出現種と湿重量 [g/0.09m ²] ()内は組成比率 [%]		—	—	—	—

注)1:各欄の「—」は、出現していないことを示す。

2:湿重量の + は0.01g未満を表す。

3:主な出現種は、湿重量合計に対する組成比率が10%以上のものを示す。

出典)「基本計画調査（環境影響評価調査（現況）」（名古屋港管理組合，平成 24 年）

資料 2－3 動物プランクトン調査結果

[本編 p.77 参照]

調査地点：ガーデンふ頭南

調査日		平成23年11月29日	平成24年 2月 9日	平成24年 5月 9日	平成24年 8月 6日
項目					
種類数	軟体動物門	1	—	2	2
	環形動物門	1	1	1	1
	節足動物門	12	7	12	18
	脊索動物門	2	3	2	2
	そ の 他	4	4	3	7
	合 計	20	15	20	30
個体数 [個体/m ³]	軟体動物門	84	—	453	1,029
	環形動物門	72	294	1,286	5,441
	節足動物門	2,832	3,065	5,548	136,769
	脊索動物門	504	295	309	295
	そ の 他	72	197	3,048	3,530
	合 計	3,564	3,851	10,644	147,064
沈殿量[mL/m ³]		22.5	0.7	2.9	2.9
主な出現種と個体数 [個体/m ³] ()内は組成比率 [%]		<i>Oithona davisae</i> 1,380(38.7) <i>Paracalanus crassirostris</i> 852(23.9)	<i>Oithona similis</i> 1,054(27.4) COPEPODA(nauplius) 711(18.5) <i>Oithona davisae</i> 686(17.8) <i>Oithona</i> sp.(copepodite) 539(14.0)	<i>Acartia omorii</i> 3,024(28.4) <i>Synchaeta</i> sp. 2,619(24.6) POLYCHAETA(larva) 1,286(12.1) <i>Oithona davisae</i> 1,095(10.3)	COPEPODA(nauplius) 67,426(45.8) <i>Acartia sinjiensis</i> 39,706(27.0)

注)1:各欄の「—」は、出現していないことを示す。

2:主な出現種は、個体数合計に対する組成比率が10%以上のものを示す。

出典)「基本計画調査(環境影響評価調査(現況))」(名古屋港管理組合, 平成24年)

調査地点：ガーデンふ頭南

項目		調査日	平成23年11月29日	平成24年 2月 9日	平成24年 5月 9日	平成24年 8月 6日
種類数	軟体動物門		—	—	2	—
	環形動物門		1	8	7	3
	節足動物門		—	—	—	—
	そ の 他		—	—	—	—
	合 計		1	8	9	3
個体数 [個体/0.1m ²]	軟体動物門		—	—	11	—
	環形動物門		5	76	243	7
	節足動物門		—	—	—	—
	そ の 他		—	—	—	—
	合 計		5	76	254	7
湿重量 [g/0.1m ²]	軟体動物門		—	—	0.652	—
	環形動物門		0.026	0.791	3.483	0.034
	節足動物門		—	—	—	—
	そ の 他		—	—	—	—
	合 計		0.026	0.791	4.135	0.034
主な出現種と個体数 [個体/0.1m ²] ()内は組成比率 [%]			シノブハネエラスピ [®] オ 5(100.0)	シノブハネエラスピ [®] オ 63(82.9)	シノブハネエラスピ [®] オ 234(92.1)	シノブハネエラスピ [®] オ 4(57.1) カタマカ [®] リキ [®] ホ [®] シイソメ 2(28.6) Sigambra sp. 1(14.3)
主な出現種と湿重量 [g/0.1m ²] ()内は組成比率 [%]			シノブハネエラスピ [®] オ 0.026(100.0)	シノブハネエラスピ [®] オ 0.737(93.2)	シノブハネエラスピ [®] オ 3.463(83.7) チヨノハナガイ 0.446(10.8)	シノブハネエラスピ [®] オ 0.029(85.3)

注)1:各欄の「—」は、出現していないことを示す。

2:主な出現種は、個体数合計、湿重量合計に対する組成比率が10%以上のものを示す。

出典)「基本計画調査（環境影響評価調査（現況）」（名古屋港管理組合，平成 24 年）

資料 2－5 付着生物（動物）調査結果

[本編 p.77 参照]

調査地点：大手ふ頭南

調査日		平成23年11月30日	平成24年 2月10日	平成24年 5月10日	平成24年 8月 7日
項目					
種類数	軟体動物門	6	4	5	4
	環形動物門	7	5	5	5
	節足動物門	5	8	8	10
	そ の 他	3	2	2	3
	合 計	21	19	20	22
個体数 [個体/0.09m ²]	軟体動物門	9,954	3,321	1,560	12,305
	環形動物門	30	125	52	195
	節足動物門	338	892	678	571
	そ の 他	179	283	187	1,189
	合 計	10,501	4,621	2,477	14,260
湿重量 [g/0.09m ²]	軟体動物門	1,062.42	499.02	649.71	756.90
	環形動物門	0.44	0.85	0.45	0.73
	節足動物門	1.18	2.38	4.38	7.50
	そ の 他	1.59	3.34	2.22	10.43
	合 計	1,065.63	505.59	656.76	775.56
主な出現種と個体数 [個体/0.09m ²] ()内は組成比率 [%]		コウロエンカワヒバ [®] リガ [®] イ 9,888(94.2)	コウロエンカワヒバ [®] リガ [®] イ 3,297(71.3) チョビ [®] ヒケ [®] モクス [®] 873(18.9)	コウロエンカワヒバ [®] リガ [®] イ 1,544(62.3) チョビ [®] ヒケ [®] モクス [®] 627(25.3)	コウロエンカワヒバ [®] リガ [®] イ 12,281(86.1)
主な出現種と湿重量 [g/0.09m ²] ()内は組成比率 [%]		コウロエンカワヒバ [®] リガ [®] イ 1,016.61(95.4)	コウロエンカワヒバ [®] リガ [®] イ 438.27(86.7) マカ [®] キ 60.62(12.0)	コウロエンカワヒバ [®] リガ [®] イ 548.54(83.5) マカ [®] キ 99.91(15.2)	コウロエンカワヒバ [®] リガ [®] イ 667.02(86.0) マカ [®] キ 89.72(11.6)

注) 主な出現種は、個体数合計、湿重量合計に対する組成比率が10%以上のものを示す。

出典)「基本計画調査（環境影響評価調査（現況）」（名古屋港管理組合，平成 24 年）

資料 2－6 魚卵・稚仔魚調査結果

[本編 p.78 参照]

調査地点：ガーデンふ頭南

(魚卵)

項目 \ 調査日	平成23年11月29日	平成24年 2月 9日	平成24年 5月 9日	平成24年 8月 6日
種類数	2	—	2	3
個体数[個体/1000m ³]	6,289	—	877	269
主な出現種と個体数 [個体/1000m ³] ()内は組成比率 [%]	カサチイシ 6,285(99.9)	—	単脂球形卵2 522(59.5) 単脂球形卵3 355(40.5)	サッパ° 121(45.0) 無脂球形卵1 89(33.1) 単脂球形卵4 59(21.9)

注)1:各欄の「—」は、出現していないことを示す。

2:主な出現種は、個体数合計に対する組成比率が10%以上のものを示す。

(稚仔魚)

項目 \ 調査日	平成23年11月29日	平成24年 2月 9日	平成24年 5月 9日	平成24年 8月 6日
種類数	3	2	2	9
個体数[個体/1000m ³]	155	102	8	9,051
主な出現種と個体数 [個体/1000m ³] ()内は組成比率 [%]	カサコ° 144(92.9)	カサコ° 95(93.1)	ミス°ハセ°属 4(50.0) ハセ°科 4(50.0)	サッパ° 7,211(79.7)

注) 主な出現種は、個体数合計に対する組成比率が10%以上のものを示す。

出典)「基本計画調査（環境影響評価調査（現況）」（名古屋港管理組合，平成 24 年）

№	目名	科名	種 名	調査地点			
				堀川		山崎川	
				尾頭橋	新堀川 合流点	可和名橋	新瑞橋
1	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ		○		○
2	コイ	コイ	コイ			○	○
3			キンブナ				○
4			オイカワ			○	○
5			モツゴ				○
6			カマツカ				○
7			フナ類			○	○
8		ドジョウ	ドジョウ			○	○
9	ナマズ	ナマズ	ナマズ			○	
10	サケ	アユ	アユ				○
14	ボラ	ボラ	ボラ		○		○
15	カダヤシ	カダヤシ	カダヤシ	○	○	○	○
16	ダツ	メダカ	ヒメダカ			○	
17			ミナミメダカ			○	○
11	スズキ	カジカ	カマキリ				○
12		スズキ	スズキ		○		○
13		サンフィッシュ	ブルーギル		○	○	○
18		カワアナゴ	カワアナゴ				○
19		ハゼ	トビハゼ		○		
20			ウロハゼ				○
21			マハゼ	○	○		○
22			マサゴハゼ		○		
23			アベハゼ	○	○		
24			ゴクラクハゼ			○	○
25			ヨシノボリ属			○	
26			シモフリシマハゼ				○
27			ヌマチチブ				○
28			チチブ	○			○
29			スミウキゴリ		○	○	○
30			ウキゴリ				○
合計	8目	13科	30種	4種	10種	12種	24種

出典)「市内河川の生き物と水環境」(名古屋市ウェブサイト)

資料 2－8 鳥類調査結果

[本編 p.78 参照]

調査地点：大江川河口

No.	目名	科名	種名	2019年		2020年									
				11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
1	カモ	カモ	オカヨシガモ		3	5	2	5							
2			ヨシガモ				4								
3			ヒドリガモ	23	50	93	142	149	38						13
4			マガモ	6	13	12	8	8	4	2	2			2	11
5			カルガモ	25	13	12	14	14	6	2	11	9	8	10	23
6			ハシビロガモ	6		135	17	7	7						7
7			オナガガモ	17	18	38	46	19							13
8			コガモ	54	48	112	122	108	43					7	58
9			ホシハジロ	266	291	67	239	353	4	3	2	2	1	2	51
10			キンクロハジロ	208	472	498	328	581	137	59	2	1			18
11			スズガモ				39	13	112	13					2
12	カイツブリ	カイツブリ	カンムリカイツブリ	11	27	102	321	378	37	1	1	1	1		1
13			ハジロカイツブリ		1										2
14	ハト	ハト	キジバト	5	7	15	4	6	5	5	6	4	3	6	7
15			カワラバト（ドバト）	3	6	6	4	5	4	3	2	2	2	4	16
16	カツオドリ	ウ	カワウ	79	183	30	1395	131	110	21	101	49	84	233	300
17	ペリカン	サギ	ゴイサギ									1			1
18			ササゴイ						1	7	6	6	2		
19			アオサギ	21	25	22	28	19	6	4	2	2	7	12	32
20			ダイサギ	5	4	2			1	3	2	2	12	17	6
21			コサギ	2	2			1	4	4	4	2	1	2	4
22	ツル	クイナ	オオバン	4		1		1							
23	チドリ	チドリ	ケリ	1	4	4	5	3					4	4	
24			イカルチドリ		1	2	1						1	1	1
25			コチドリ						3	3	1	1	1		
26		シギ	タシギ		2	2	2	2							
27			キアシシギ							4			4	4	
28			イソシギ	2	3	1	1	2	2	2	1	2	2	2	3
29			ハマシギ		5	2									
30		カモメ	セグロカモメ			2	2	3	1						
31			コアジサシ							18	15	2			
32	タカ	ミサゴ	ミサゴ	1	2	1		1	1	1					
33		ハイタカ	ハイタカ		1										
34			オオタカ			1									
35	ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ	1		1	1	1	1			1	2	1	2
36	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ			1					1				
37	スズメ	モズ	モズ	3		1	1		1						1
38		カラス	ハシボソガラス	7	10	14	6	5	2	6	6	6	2	6	4
39			ハシブトガラス	3	5	3	4	2	4	2	4	4	2	4	12
40		シジュウカラ	シジュウカラ			2				2			2	1	2
41		ツバメ	ツバメ						2	4	4	8	3	1	
42			イワツバメ								2				
43		ヒヨドリ	ヒヨドリ	59	20	31	28	25	20	17	6	10	2	4	71
44		ウグイス	ウグイス	1	1										
45		メジロ	メジロ	1	2	3	6	2	6					1	2
46		ヨシキリ	オオヨシキリ							1	2	1			
47			コヨシキリ							1					
48	ムクドリ		ムクドリ	46	30	36	12	68	50	43	51	30	105	135	40
49			コムクドリ										8		
50	ヒタキ		シロハラ					1	1						
51			ツグミ	1	1	5	30	7	2						
52			ジョウビタキ	3	2	2	2	2							4
53			ノビタキ	1											1
54			イソヒヨドリ	2				2	1	2	1	1			1
55	スズメ	セキレイ	スズメ	41	50	32	12	7	50	28	98	28	18	51	44
56			キセキレイ	1											2
57			ハクセキレイ	5	3	6	2	2	4	1	2	2	9	6	6
58			セグロセキレイ	3	2	1	1	1	1				2	2	2
59	アトリ		アトリ	8											
60			カワラヒワ	17		2	2	2	5	5	4		2	2	2
61		ホオジロ	アオジ			1									
計	11目	27科	61種	37種	34種	40種	34種	36種	35種	30種	27種	25種	27種	26種	36種

出典)「名古屋の野鳥(2019-2020年度野鳥生息状況調査報告)」(名古屋市ウェブサイト)

調査地点：大江川緑地

No.	目名	科名	種名	2019年		2020年									
				11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
1	カモ	カモ	マガモ	2	3	3	3	3							
2			カルガモ	68	52	53	55	41	13	2	5	4	8	29	32
3	ハト	ハト	キジバト	13	8	7	20	12	22	8	8	10	6	6	8
4			アオバト					1							
5			カワラバト（ドバト）	62	20	30	48	70	28	34	30	31	48	36	38
6	カツオドリ	ウ	カワウ	3	20	3						1	1		1
7	ペリカン	サギ	ササゴイ						3	14	70	52	13	3	
8			アオサギ					1		1				1	1
9			ダイサギ	1											
10	タカ	ミサゴ	ミサゴ	1					1						
11		タカ	ツミ			1									
12			ハイタカ					1							
13			オオタカ						1						1
14	キツツキ	キツツキ	コゲラ	3	4	2	4	3	4	6	5	4		2	2
15	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ									1			
16	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ						1	1			1	1	
17		モズ	モズ	2			1		1					1	2
18		カラス	カケス												1
19			ハシボソガラス	10	20	7	23	17	12	20	10	8	18	16	18
20			ハシブトガラス	4	13	8	4	2	2	2	4	2	4	2	3
21		シジュウカラ	ヤマガラ											2	2
22			シジュウカラ	10	3	4	4	7	8	6	5	9	4	4	6
23		ツバメ	ツバメ					1	2	4	2	4	4		
24		ヒヨドリ	ヒヨドリ	45	51	50	22	25	35	20	20	6	5	40	145
25		ウグイス	ウグイス	2	1			2	1	1					1
26			ヤブサメ											1	1
27		ムシクイ	オオムシクイ	2						6	1			1	1
28			メボソムシクイ							1				1	
29			エゾムシクイ						2	2					
30			センダイムシクイ						2	2			1		
31		メジロ	メジロ	22	37	30	6	19	26	6	4	6		2	45
32		ヨシキリ	オオヨシキリ						1		1				
33		レンジャク	ヒレンジャク					11							
34		ムクドリ	ムクドリ	12	29	15	6	8	20	11	150	20	40	15	20
35			コムクドリ											4	
36		ヒタキ	クロツグミ						1						1
37			シロハラ	2	2	3	11	12	11						
38			アカハラ	1				1	1						
39			ツグミ	2	11	130	3	3	6						
40			ルリビタキ					1	1	1					
41			ジョウビタキ	2		1	1	2						1	2
42			エゾビタキ											1	
43			コサメビタキ											1	2
44			キビタキ	1					3	5				1	2
45			オオルリ						2	1					1
46		スズメ	スズメ	21	10	25	15	12	11	22	10	27	15	24	45
47		セキレイ	キセキレイ												2
48			ハクセキレイ	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	3	2
49			セグロセキレイ	2	1							1	1	1	1
50		アトリ	カワラヒワ	7	2		4	5	4	4	4	2	2	2	28
51			シメ	1			1	1	1						
52		ホオジロ	アオジ	3			2	3	3	1					
計	8目	25科	52種	28種	19種	18種	20種	27種	32種	26種	17種	18種	17種	27種	29種

出典）「名古屋の野鳥（2019-2020 年度野鳥生息状況調査報告）」（名古屋市ウェブサイト）

【環境基準】

(1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)
 (昭和 53 年環境庁告示第 38 号)
 (平成 21 年環境省告示第 33 号)

物 質	環境基準
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

注) 環境基準は、工業専用地域、臨港地区、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

(2) 有害大気汚染物質

ア 環境基準が定められている物質

(平成 9 年環境庁告示第 4 号)

物 質	環境基準
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

注) 環境基準は、工業専用地域、臨港地区、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

イ 指針値が定められている物質

(平成 15 年環境省通知環管総発第 030930004 号)

物 質	指針値
アクリロニトリル	年平均値が $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	年平均値が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
水銀及びその化合物	年平均値が $0.04\mu\text{gHg}/\text{m}^3$ ($40\text{ngHg}/\text{m}^3$) 以下であること。
ニッケル化合物	年平均値が $0.025\mu\text{gNi}/\text{m}^3$ ($25\text{ngNi}/\text{m}^3$) 以下であること。
クロロホルム	年平均値が $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	年平均値が $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,3-ブタジエン	年平均値が $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ヒ素及びその化合物	年平均値が $6\text{ng}/\text{m}^3$ 以下であること。
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値が $0.14\mu\text{gMn}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化メチル	年平均値が $94\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
アセトアルデヒド	年平均値が $120\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

【名古屋市の大気汚染に係る環境目標値】

(令和 2 年名古屋市告示第 57 号)

市民の健康の保護に係る目標値

物 質	環境目標値
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

注) 地域は、名古屋市全域とする。

快適な生活環境の確保に係る目標値

物 質	環境目標値
浮遊粒子状物質	1 年平均値が $0.015\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

注) 地域は、名古屋市全域とする。

【騒音に係る環境基準】

(平成 10 年環境庁告示第 64 号)
(平成 24 年名古屋市告示第 141 号)

地域の 類型・区分		道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域	
		地域の類型			地域の区分	
		AA	A 及び B	C	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域
基準 値	昼 間	50 デシベル 以下	55 デシベル 以下	60 デシベル 以下	60 デシベル 以下	65 デシベル 以下
	夜 間	40 デシベル 以下	45 デシベル 以下	50 デシベル 以下	55 デシベル 以下	60 デシベル 以下
備 考		地域の類型 AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域 B：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 時間区分 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで 夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで				

道路に面する地域において、幹線交通を担う道路^{注)}に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準 値	昼 間	70 デシベル以下
	夜 間	65 デシベル以下
備 考		個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

注) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道及び自動車専用道路のことをいう。

出典) 「騒音に係る環境基準の改正について」(平成 10 年環大企 257)

【人の健康の保護に関する環境基準】

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

項 目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒 素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考 1: 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2: 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3: 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4: 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

【生活環境の保全に関する環境基準】

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

・河川（湖沼を除く）

(i)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級・自然 環境保全及び A 以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道 2 級・水産 1 級・水浴及び B 以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道 3 級・水産 2 級及び C 以下 の欄に掲げるも の	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産 3 級・工業 用水 1 級及び D 以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級・ 農業用水及び E の欄に掲げる もの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級・ 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L 以上	—

備考 1: 基準値は、日間平均値とする。
2: 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。
3: 省略。
4: 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
5: 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
6: 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注) 1: 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
2: 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3: 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の
" 2 級 : 水産生物用
" 3 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
4: 工業用水 1 級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
" 2 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 3 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
5: 環境保全 : 特殊の浄水操作を行うもの
: 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限

(ii)

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値			該当 水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	水域 類型 ごと に 指 定 す る 水 域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	
備考 1: 基準値は、年間平均値とする。					

注) LAS: 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

・ 海域

(i)

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級、水浴、 自然環境保全及 び B 以下の欄に 掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	検出されない こと。
B	水産 2 級、工業 用水及び C の欄 に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されない こと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—
備考 1:自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100mL以下とする。 2:省略 3:大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育した コロニー数を数えることで算出する。						

注)1:自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2:水 産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水 産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3:環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(ii)

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素（TN）	全磷（TP）
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの （水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの （水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの （水産 3 種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考 1:基準値は、年間平均値とする。 2:水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注)1:自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2:水 産 1 種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。

水 産 2 種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。

水 産 3 種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

3:生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度

(iii)

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備考 1:基準値は、年間平均値とする。				

注) LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

(iv)

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値 (底層溶存酸素量)
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上
備考 1:基準値は、日間平均値とする。 2:底層近傍で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

【地下水の水質汚濁に係る環境基準】

(平成 9 年環境庁告示第 10 号)

項 目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考 1:基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2:「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4:1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

注) 六価クロムの環境基準は、令和 4 年 4 月 1 日より、0.02mg/L 以下に変更される。

【名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値】

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

(1) 水の安全性に関する目標

市内全ての公共用水域において、水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に定める、人の健康の保護に関する環境基準を達成することとする。

(2) 水質汚濁に関する目標

区 分	河 川			海 域	
	☆☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆
親水イメージ	川に入っ ての遊 びが楽し める	水際での遊 びが楽し める	岸辺の散歩 が楽しめる	水際での遊 びが楽し める	岸辺の散歩 が楽しめる
水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下			7.8 以上 8.3 以下	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	8 mg/L 以下	—	—
化学的酸素要求量 (COD)	—	—	—	3mg/L 以下	5mg/L 以下
浮遊物質 (SS)	10 mg/L 以下	15 mg/L 以下	20 mg/L 以下	5mg/L 以下	10mg/L 以下
溶存酸素量 (D0)	5 mg/L 以上		3 mg/L 以上	5mg/L 以上	
ふん便性大腸菌群数	1,000 個 /100mL 以下	—	—	—	—
全窒素	—	—	—	1mg/L 以下	
全リン	—	—	—	0.09mg/L 以下	
全亜鉛	0.03 mg/L 以下			0.01mg/L 以下	0.02mg/L 以下
ノニルフェノール	0.002 mg/L 以下			0.0007mg/L 以下	0.001mg/L 以下
直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 (LAS)	0.05 mg/L 以下			0.006mg/L 以下	0.01mg/L 以下

注)1: pH、D0、ふん便性大腸菌群数及び河川・海域の SS は日間平均値とする。

2: BOD、COD の年間評価については、75% 水質値によるものとする。

3: 全窒素、全リン、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS については、年間平均値とする。

4: 水質の汚濁に関する目標及び親しみやすい指標による目標については、平成 32 年度を目途として、その達成維持を図るものとする。

(3) 親しみやすい指標による目標

区 分	河 川			海 域	
	☆☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆
親水イメージ	川に入っの遊びが楽しめる	水際での遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる	水際での遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる
水のにごり (透視度)	にごりがない (おおむね70cm以上)	にごりが少ない (おおむね50cm以上)	にごりがある (おおむね30cm以上)	にごりがない (おおむね70cm以上)	
水のおい	顔を近づけても不快でないこと。	水際に寄っても不快でないこと。	橋や護岸で不快でないこと。	不快でないこと。	
水の色	異常な着色のないこと。			赤潮・苦潮等の異常な着色のないこと。	
水の流れ	流れのあること。			—	—
ごみ	ごみが捨てられていないこと。			ごみが捨てられていないこと。	
生物指標	[淡水域] アユ、モロコ類、ヒラタカゲロウ類、カワゲラ類	[淡水域] カマツカ、オイカワ、コカゲロウ類、シマトビケラ類、ハグロトンボ	[淡水域] フナ類、イトトンボ類、ミズムシ(甲殻類)、ヒル類	[海域] クロダイ、マハゼ、シロギス、カレイ類、ヤドカリ類、アサリ	[海域] ボラ、スズキ、イソギンチャク類、フジツボ類
	[汽水域] マハゼ、スズキ、ボラ、ヤマトシジミ		[汽水域] フジツボ類、ゴカイ類	[干潟] チゴガニ、アナジャコ、ヤマトシジミ	[干潟] ニホンドロソコエビ、ゴカイ類、ヤマトオサガニ

(4) 地域区分

水域	区分	親水イメージ	地 域
河 川	☆☆☆	川に入っの遊びが楽しめる	荒子川上流部（境橋から上流の水域に限る。）、堀川上流部（猿投橋から上流の水域に限る。）、堀川中流部（猿投橋から松重橋の水域に限る。）、山崎川上流部（新瑞橋から上流の水域に限る。）、庄内川上流部（松川橋から上流の水域に限る。）、植田川（全域）、扇川（全域）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。)
	☆☆	水際での遊びが楽しめる	中川運河（全域）、堀川下流部（松重橋から下流の水域に限る。）、天白川（全域）、庄内川下流部（松川橋から下流の水域に限る。）、香流川（全域）、新川上流部（平田橋から上流の水域に限る。）、新川下流部（平田橋から下流の水域に限る。）、福田川（全域）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。)
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	荒子川下流部（境橋から下流の水域に限る。）、新堀川（全域）、山崎川下流部（新瑞橋から下流の水域に限る。）、矢田川（全域）、戸田川（全域）、鞍流瀬川（全域）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。)
海 域	☆☆	水際での遊びが楽しめる	名古屋市地先の海域のうち庄内川左岸線を港区金城ふ頭二丁目及び金城ふ頭三丁目の区域の西岸に沿って延長した線より西の海域
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	名古屋市地先の海域のうち☆☆区分の地域に属さない海域

【土壌の汚染に係る環境基準】

(平成 3 年環境庁告示第 46 号)

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
備考	1: 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、「土壌の汚染に係る環境基準について」の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2: カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。 3: 「検液中に検出されないこと」とは、「土壌の汚染に係る環境基準について」の別表に記載されてある測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4: 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

【ダイオキシン類に係る環境基準】

(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

媒 体	基準値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備 考 1:基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。 2:大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3:土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

【騒音発生施設を設置する工場等に係る騒音の規制基準】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

単位：dB

時間の区分 地域の区分	昼 間	朝・夕	夜 間
	8 時～19 時	6 時～8 時 19 時～22 時	22 時～ 翌日 6 時
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	45	40	40
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	50	45	40
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
都市計画区域で用途地域の定め られていない地域	60	55	50
工業地域	70	65	60
工業専用地域	75	75	70

注)1:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域又はその他の地域の区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m 区域内における基準は、上表に掲げるそれぞれの値から 5dB を減じた値とする。

2:第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ 50m の範囲内における基準は、上表に掲げるそれぞれの値から 5dB を減じた値とする(注)1 の適用を受ける区域を除く。)。

【騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る騒音の基準】

(騒音規制法施行令 昭和 43 年政令第 324 号)

(名古屋市環境保全条例施行細則)

特定建設作業の種類	騒音規制法	名古屋市 環境保全条例
1: くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	○	○
2: びょう打機を使用する作業	○	○
3: さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を超えない作業に限る。）	○	○
4: 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	○	○
5: コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	○	○
6: バックホウ（原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業	○	
7: トラクターショベル（原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業	○	
8: ブルドーザー（原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業	○	
9: 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鋼球を使用して解体し、又は破壊する作業		○
10: コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業		○
11: コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）		○
12: ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパ、トラクターショベルその他これらに類する機械（これらに類する機械にあっては原動機として最高出力 74.6kW 以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。）を用いる作業		○
13: ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業		○

【騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る騒音の基準】

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号)
(名古屋市環境保全条例施行細則)

規制の種別	地域の区分	基準等
基準値	①②③	85dB を超えないこと
作業時間	①	午後 7 時～翌日の午前 7 時の時間内でないこと
	②	午後 10 時～翌日の午前 6 時の時間内でないこと
*1 日あたりの作業時間	①	10 時間を超えないこと
	②	14 時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続 6 日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注)1:基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2:基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を＊欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3:地域の区分

①地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域

イ 工業地域のうち、学校・保育所・病院・診療所（患者を入院させる施設を有するもの）・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：工業専用地域

【騒音規制法第 17 条第 1 項に基づく自動車騒音の限度】

(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令
平成 12 年総理府令第 15 号)

(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音
の限度を定める総理府令による区域の区分 平成 12 年名古屋市告示第 191 号)

単位：dB

区域の区分	昼 間	夜 間
	6 時～22 時	22 時～翌日 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

注)1:区域の区分

a 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2:幹線交通を担う道路に近接する区域に係る特例

2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m の範囲については、昼間 75dB、夜間 70dB とする。

「幹線交通を担う道路」とは次に掲げる道路をいう。

①高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は 4 車線以上の区間）

②一般自動車道であって「都市計画法施行規則」（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に定める自動車専用道路

【学校保健安全法に第 6 条第 1 項に基づく学校環境衛生基準（騒音）】

(学校保健安全法第六条第一項の規定に基づく学校環境衛生基準
平成 21 年文部科学省告示第 60 号)

検査項目	基 準
(12)騒音レベル	教室内の等価騒音レベルは、窓を閉じているときは $L_{Aeq}50dB$ 以下、窓を開けているときは $L_{Aeq}55dB$ 以下であることが望ましい。

【振動発生施設を設置する工場等に係る振動の規制基準】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

単位：dB

時間の区分 地域の区分	昼 間	夜 間
	7 時～20 時	20 時～翌日 7 時
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	60	55
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
都市計画区域で用途地域の定められていない地域	65	60
工業地域	70	65
工業専用地域	75	70

注)1:工業地域又は工業専用地域のうち、学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内における基準は、上表に掲げるそれぞれの値から 5dB デシベルを減じた値とする。

2:第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ 50m の範囲内における基準は、上表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする(注)1 の適用を受ける区域を除く。)。

【振動規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る振動の基準】

(振動規制法施行令 昭和 51 年政令第 280 号)
(振動規制法施行規則 昭和 51 年総理府令第 58 号)
(名古屋市環境保全条例施行細則)

特定建設作業の種類	振動規制法	名古屋市 環境保全条例
1:くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	○	○
2:鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	○	○
3:舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）	○	○
4:ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）	○	○

規制の種類別	地域の区分	基 準 等
基準値	①②③	75dB を超えないこと
作業時間	①	午後 7 時～翌日の午前 7 時の時間内でないこと
	②	午後 10 時～翌日の午前 6 時の時間内でないこと
*1 日あたりの 作業時間	①	10 時間を超えないこと
	②	14 時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続 6 日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注)1:基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2:基準値を超えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず 1 日の作業時間を＊欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3:地域の区分

①地域:ア 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所（患者を入院させる施設を有するもの）・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲 80m の区域

②地域:工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域:工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

【振動規制法第 16 条第 1 項に基づく道路交通振動の限度】

(振動規制法施行規則 昭和 51 年総理府令第 58 号)
(振動規制法施行規則別表第二備考一及び二の規定に基づく区域の区分及び時間の指定
昭和 61 年名古屋市告示第 113 号)

単位：dB

区域の区分	該当地域	昼 間	夜 間
		7 時～20 時	20 時～翌日 7 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	65	60
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70	65

【悪臭防止法第 4 条第 1 項に基づく規制】

(悪臭防止法施行規則 昭和 47 年総理府令第 39 号)

物質名	1 号規制 (ppm)		2 号規制	3 号規制 (mg/L)			
	敷地境界線の 地表における 規制		気体排出施設 からの規制 ^{注)}	排水水質に係る規制			
				排水水量 (Q;m³/s)			
					Q≦10 ⁻³	10 ⁻³ <Q≦ 0.1	0.1<Q
アンモニア	○	1	○				
メチルメルカプタン	○	0.002		○	0.03	0.007	0.002
硫化水素	○	0.02	○	○	0.1	0.02	0.005
硫化メチル	○	0.01		○	0.3	0.07	0.01
二硫化メチル	○	0.009		○	0.6	0.1	0.03
トリメチルアミン	○	0.005	○				
アセトアルデヒド	○	0.05					
プロピオンアルデヒド	○	0.05	○				
ノルマルブチルアルデヒド	○	0.009	○				
イソブチルアルデヒド	○	0.02	○				
ノルマルバレルアルデヒド	○	0.009	○				
イソバレルアルデヒド	○	0.003	○				
イソブタノール	○	0.9	○				
酢酸エチル	○	3	○				
メチルイソブチルケトン	○	1	○				
トルエン	○	10	○				
スチレン	○	0.4					
キシレン	○	1	○				
プロピオン酸	○	0.03					
ノルマル酪酸	○	0.001					
ノルマル吉草酸	○	0.0009					
イソ吉草酸	○	0.001					

注) 悪臭規制法施行規則第 3 条に定める方法により算出した値。

【名古屋市環境保全条例第 45 条に基づく指導】

(平成 15 年名古屋市告示第 412 号)

区域の区分		指導基準値	
種別	該当地域	工場等の敷地境界線 における臭気指数	工場等の排出口から 排出される臭気指数
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	10	25
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 未指定地域	13	27
第 3 種区域	工業地域 工業専用地域	15	30

備考 1:区域の区分該当地域の欄中の各地域（未指定地域を除く。）都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号（昭和 43 年法律第 100 号）の規定による地域をいい、未指定地域とはその他の地域をいう。

2:第 3 種区域内に所在し、その敷地が第 1 種区域と接している工場等については、第 2 区域に係る指導基準値を適用する。ただし、当該工場等の敷地境界で第 1 種区域に接しない部分については、第 3 種区域に係る工場等の敷地の境界線における臭気指数の指導基準値を適用する。

・臭気指数

三点比較式臭袋法を用いて測定した臭気濃度の対数を 10 倍した数値

臭気指数 = $10 \times \log_{10}$ (臭気濃度)

・臭気濃度

臭気濃度とは、臭気を無臭空気で希釈して、におわなくなったときの希釈倍数をもって臭気を数値化したもの

【水質汚濁防止法に基づく排水基準】

(水質汚濁防止法 昭和 45 年法律第 138 号)
(排水基準を定める省令 昭和 46 年総理府令第 35 号)

[有害物質]

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム0.03mg
シアン化合物	1Lにつきシアン1mg
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1Lにつき1mg
鉛及びその化合物	1Lにつき鉛0.1mg
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム0.5mg
砒素及びその化合物	1Lにつき砒素0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1Lにつき水銀0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1Lにつき0.003mg
トリクロロエチレン	1Lにつき0.1mg
テトラクロロエチレン	1Lにつき0.1mg
ジクロロメタン	1Lにつき0.2mg
四塩化炭素	1Lにつき0.02mg
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき0.04mg
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき1mg
シス-1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき0.4mg
1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき3mg
1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき0.06mg
1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき0.02mg
チウラム	1Lにつき0.06mg
シマジン	1Lにつき0.03mg
チオベンカルブ	1Lにつき0.2mg
ベンゼン	1Lにつき0.1mg
セレン及びその化合物	1Lにつきセレン0.1mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1Lにつきほう素10mg 海域に排出されるもの1Lにつきほう素230mg
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1Lにつきふっ素8mg 海域に排出されるもの1Lにつきふっ素15mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg
1,4-ジオキサン	1Lにつき0.5mg

注)「検出されないこと。」とは、排水基準を定める総理府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

[その他の項目]

項 目		単位	許容限度
水素イオン濃度		—	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量		mg/L	160 (日間平均 120)
化学的酸素要求量		mg/L	160 (日間平均 120)
浮遊物質		mg/L	200 (日間平均 150)
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類含有量	mg/L	5
	動植物油類含有量	mg/L	30
フェノール類含有量		mg/L	5
銅含有量		mg/L	3
亜鉛含有量		mg/L	2
溶解性鉄含有量		mg/L	10
溶解性マンガン含有量		mg/L	10
クロム含有量		mg/L	2
大腸菌群数		個/cm ³	日平均 3,000
窒素含有量		mg/L	120 (日間平均 60)
燐含有量		mg/L	16 (日間平均 8)

備考 1: 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

- 2: この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 3: 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 4: 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 5: 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 6: 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 7: 燐含有量についての排水基準は、燐(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

【排出しようとする水底土砂に係る判定基準】

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 昭和 45 年法律第 136 号)
(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に
規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る
判定基準を定める省令 昭和 48 年総理府令第 6 号)

埋立場所等に排出しようとする水底土砂に係る判定基準（溶出試験による）

項 目	基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀又はその化合物	1Lにつき水銀0.005mg以下
カドミウム又はその化合物	1Lにつきカドミウム0.1mg以下
鉛又はその化合物	1Lにつき鉛 0.1mg 以下
有機燐化合物	1Lにつき有機燐化合物1mg以下
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム0.5mg以下
ひ素又はその化合物	1Lにつきひ素0.1mg以下
シアン化合物	1Lにつきシアン1mg以下
PCB	1LにつきPCB0.003mg以下
銅又はその化合物	1Lにつき銅3mg以下
亜鉛又はその化合物	1Lにつき亜鉛2mg以下
ふつ化物	1Lにつきふつ素15m 以下
トリクロロエチレン	1Lにつきトリクロロエチレン0.3mg以下
テトラクロロエチレン	1Lにつきテトラクロロエチレン0.1mg以下
ベリリウム又はその化合物	1Lにつきベリリウム2.5mg以下
クロム又はその化合物	1Lにつきクロム2mg以下
ニッケル又はその化合物	1Lにつきニッケル1.2mg以下
バナジウム又はその化合物	1Lにつきバナジウム1.5mg以下
有機塩素化合物	1kgにつき塩素40mg以下
ジクロロメタン	1Lにつきジクロロメタン0.2mg以下
四塩化炭素	1Lにつき四塩化炭素0.02mg以下
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき1,2-ジクロロエタン0.04mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき1,1-ジクロロエチレン1mg以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	1Lにつきシス-1,2-ジクロロエチレン0.4mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき1,1,1-トリクロロエタン3mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき 1,1,2-トリクロロエタン0.06mg以下
1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき 1,3-ジクロロプロペン0.02mg以下
チウラム	1Lにつきチウラム0.06mg以下
シマジン	1Lにつきシマジン0.03mg以下
チオベンカルブ	1Lにつきチオベンカルブ0.2mg以下
ベンゼン	1Lにつきベンゼン0.1mg以下
セレン又はその化合物	1Lにつきセレン0.1mg以下
1,4ジオキサン	1Lにつき1,4ジオキサン0.5mg以下
ダイオキシン類	1Lにつきダイオキシン類10pg-TEQ以下
備考 1:この表に掲げる基準は、定められた方法により廃棄物に含まれる物質を溶出させた場合における物質の濃度として表示されたものとする。 2:「検出されないこと。」とは、定められた方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	

【小規模工場等の設置者の責務（名古屋市環境保全条例）】

（名古屋市環境保全条例施行細則）

[小規模工場等]

- (1) 特定事業場（水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する特定施設を設置する工場等をいう。次号において同じ。）以外の工場等
- (2) 特定事業場のうち、1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル未満の工場等（次条で定める水の汚染状態を示す項目について、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例（昭和 47 年愛知県条例第 4 号）の規定に基づき、上乗せ排水基準が適用されるものを除く。）

排水水に対する責務規定

項 目	許容限度（排水水 1L あたり）
化学的酸素要求量	160mg
窒素含有量	120mg
りん含有量	16mg

【建設工事における排水対策（名古屋市環境保全条例）】

（水質汚濁の規制及び届出の概要（排水基準編）名古屋市環境局）

[下水道処理区域以外]

沈砂槽等の処理施設を設置し、下記表の値を目安に処理して排水。

項 目	目 安
外観	異常な着色又は発泡がみとめられないこと
水素イオン濃度	5.8～8.6
浮遊物質	200mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	5mg/L

注）この値は目安であり、排水量が多く河川等に与える影響が大きい場合は、この限りではない。

【土壤汚染対策法で定める特定有害物質】

(平成 14 年環境省令第 29 号)

特定有害物質の名称	土壤溶出量基準	第二溶出量基準	土壤含有量基準	地下水基準
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.01mg/L 以下	カドミウム 0.3mg/L 以下	カドミウム 150mg/kg 以下	カドミウム 0.01mg/L 以下
六価クロム化合物	六価クロム 0.05mg/L 以下	六価クロム 1.5mg/L 以下	六価クロム 250mg/kg 以下	六価クロム 0.05mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	0.02mg/L 以下		0.002mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下	0.03mg/L 以下		0.003mg/L 以下
シアン化合物	シアンが検出されないこと。	シアン 1mg/L 以下	シアン 50mg/kg 以下 (遊離シアンとして)	シアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	0.2mg/L 以下		0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.02mg/L 以下		0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	0.04mg/L 以下		0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	1mg/L 以下		0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	0.4mg/L 以下		0.04mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	0.02mg/L 以下		0.002mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.2mg/L 以下		0.02mg/L 以下
水銀及びその化合物	水銀 0.0005mg/L 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。	水銀 0.005mg/L 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。	水銀 15mg/kg 以下	水銀 0.0005mg/L 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	セレン 0.01mg/L 以下	セレン 0.3mg/L 以下	セレン 150mg/kg 以下	セレン 0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.1mg/L 以下		0.01mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下	0.06mg/L 以下		0.006mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	3mg/L 以下		1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	0.06mg/L 以下		0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	0.3mg/L 以下		0.03mg/L 以下
鉛及びその化合物	鉛 0.01mg/L 以下	鉛 0.3mg/L 以下	鉛 150mg/kg 以下	鉛 0.01mg/L 以下
砒素及びその化合物	砒素 0.01mg/L 以下	砒素 0.3mg/L 以下	砒素 150mg/kg 以下	砒素 0.01mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	ふっ素 0.8mg/L 以下	ふっ素 24mg/L 以下	ふっ素 4,000mg/kg 以下	ふっ素 0.8mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.1mg/L 以下		0.01mg/L 以下
ほう素及びその化合物	ほう素 1mg/L 以下	ほう素 30mg/L 以下	ほう素 4,000mg/kg 以下	ほう素 1mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	0.003mg/L 以下		検出されないこと。
有機りん化合物	検出されないこと。	1mg/L 以下		検出されないこと。

注) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

【農用地の土壌の汚染防止等に関する法律で定める特定有害物質】

(昭和 46 年政令第 204 号)

特定有害物質の種類	基準
カドミウム及びその化合物	米 1kg につきカドミウム 0.4mg を超える
銅及びその化合物	土壌 1kg につき銅 125mg 以上
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 15mg 以上

注) ここでの基準は農用地土壌汚染対策地域の指定要件に基づく。

【土壌汚染等処理基準】

(平成 15 年名古屋市規則第 117 号)

特定有害物質の名称	土壌溶出量基準	土壌含有量基準	地下水基準
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.01mg/L 以下	カドミウム 150mg/kg 以下	カドミウム 0.01mg/L 以下
六価クロム化合物	六価クロム 0.05mg/L 以下	六価クロム 250mg/kg 以下	六価クロム 0.05mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下		0.002mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下		0.003mg/L 以下
シアン化合物	シアンが検出されないこと。	シアン 50mg/kg 以下 (遊離シアンとして)	シアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下		0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下		0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下		0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下		0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下		0.04mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下		0.002mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下		0.02mg/L 以下
水銀及びその化合物	水銀 0.0005mg/L 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。	水銀 15mg/kg 以下	水銀 0.0005mg/L 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	セレン 0.01mg/L 以下	セレン 150mg/kg 以下	セレン 0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		0.01mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下		0.006mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下		0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下		0.03mg/L 以下
鉛及びその化合物	鉛 0.01mg/L 以下	鉛 150mg/kg 以下	鉛 0.01mg/L 以下
砒素及びその化合物	砒素 0.01mg/L 以下	砒素 150mg/kg 以下	砒素 0.01mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	ふっ素 0.8mg/L 以下	ふっ素 4,000mg/kg 以下	ふっ素 0.8mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下		0.01mg/L 以下
ほう素及びその化合物	ほう素 1mg/L 以下	ほう素 4,000mg/kg 以下	ほう素 1mg/L 以下
PCB	検出されないこと。		検出されないこと。
有機りん化合物	検出されないこと。		検出されないこと。

注) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。